

上智大学 学内共同研究
2002年4月1日 - 2004年3月31日

デジタル教材の開発・利用における知的所有権ガイドラインの策定
成果報告書

上智大学著作権研究会
金山 勉
伊藤 潔
田中 幸子
大久保 成
森田 浩一

学内共同研究 デジタル教材の開発・利用における知的所有権ガイドラインの策定 成果報告書

目次

はじめに

研究の目的・概要

第一部 学内アンケート

概要と回答内容

資料 学内アンケート

第二部

はじめに

- 1．著作権の基礎知識
- 2．大学教育現場における著作権 F A Q
- 3．デジタル時代の著作権

第三部

資料の解説と作成のポイント

資料 1．外部委託業者と取り交わした覚書

資料 2．外部委託業者契約書

資料 3．パワーポイント教材開発に関する覚書（教員向け）

資料 4．マルチメディア教材開発に関する覚書（学生向け）

資料 5．出演者覚書

資料 6．承諾書（著作権者用）

資料 7．承諾書（講師・出演者用）

資料 8．承諾書（演じる者 [演奏・朗読等] 用）

資料 9．承諾書（学生向け）

資料 10．取材申込書

はじめに 研究の目的・概要

高度情報化時代において、知的財産権の保護・活用はますますその重要性を増してきている。大学教育においても、デジタルコンテンツの制作と蓄積が行われ、「メディアを利用した教育実践活動」というものが注目されている。また、情報コミュニケーション技術により、遠隔授業などが実用化され、従来の教室の枠組みを越える形で教育が行われるようになってきた。

しかし、技術の進展に伴い、これまでの紙メディアやビデオでは許されていた行為が、そのままでは適用されない事例も増えてきた。たとえば、放送番組を録画し、授業中に受講者に見せることは、著作権法上、合法的な行為である。しかし放送番組をデジタル化し、サーバに蓄積の上、配信することは、現行法上は違法となる。第三者の著作物を送信可能な状態にして蓄積することは、アクセスしてきたものが容易に複製等の行為を行えるからである。録画された番組を受講者に提示する、という目的そのものは同じであるにもかかわらず、一方は適法であり、他方は違法行為となる。

このため、教材としてのメディア・コンテンツに関して、全学レベルでの共通理解の土壌を作り上げ、またメディア・コンテンツの正しい利用環境を実現してゆくことが大学に求められている。第三者の著作権を侵害することなく良識あるメディア・コンテンツの利用を促進するためには、大学全体できめ細かな対応をする必要がある。本共同研究ではこの問題意識の上に立ち、著作権情報の正確な伝達とこれに対する共通理解を学内で周知・徹底することをねらっている。

なお、共同研究の課題名としては、「知的所有権」の語を使っているが、研究の進展に伴い、本研究の対象は教材に関する著作権に限定するほうが、研究の趣旨に合致すると共通認識を持った。そこで、本報告書においても議論の対象には、特許権や商標権などの工業所有権は含まないこととした。また著作権に関する問題であっても、論文の形で発表された学術情報の保護は視野に入れることなく議論を進めることにした。たとえば、ある新薬の製法に関する論文の場合、著作権の保護対象は論文そのものに限定されるため、そこに書かれている内容については保護されない。この事例では、産業への派生的な価値を生み、財産権的な保護を視野に入れる必要があるが、このようなケースは含まないということである。本報告書では、あくまで、デジタルコンテンツを中心とし、授業利用における教材に関する著作権者の権利と、第三者の著作物の適正な利用に関する議論のみを、扱うこととする。

本共同研究は、主に以下の3点に立脚して、研究が進められた。

- (1) 授業および自習用のデジタル教材に関わる著作権についての、体系的で広範囲にわたる情報収集
- (2) 学内の教育活動全般における著作権に関わる調査
- (3) メディア教育の支援とシステム運用に関わる部署を対象とし、デジタル教材開発と利用における著作権の取り扱い実例を収集

2002年度は、学内の教育活動全般における著作権の実態を調べるため、前に指摘した(2)に関わるプロジェクトを実施し、この一環として全学の教員を対象としたアンケート調査・集計を行った(第一部)。2003年度はこのアンケートの分析に基づいて、現場における問題点等を列挙し、「著作権ガイド」を完成させた。この「著作権ガイド」は、本報告書の第二部として収められている。また『上智大学CALL教材開発プロジェクト 1997:2004 - 学習環境構築とコンテンツ設計』(上智大学CALLシステム編、創英社、2004年)に

も収録、広く公表し、教職員および本学学生への周知を図るものとする。

世界的にも、膨大な量のメディア・コンテンツが日々、制作・加工され、これらが流通している。この中で、日本からの知的な発信が求められている。知的な発信は、世界に多く存在する「既知（KNOWN）」の研究や論考の中から、積み上げられ、生成発展してゆくべきものとする。そのような意味で、例えば、自分のアイデアなのか、または他者のアイデアなのかを明確に、社会に対して的確に示す必要がある。特に、学術の領域では、そのような作業がなければ、国境を越えて学際的な交流や連携に遅疑逡巡が生じることになるとも考える。また、大学教育の現場では、「知」を扱うことの大前提として著作者のさまざまな権利を尊重する教育を、教員のみならず、学生たちに実感させることが重要であろう。

前述のような問題意識を土台として、2001年に上智大学著作権研究会を発足させ、翌年には、この研究会を母体として2002年度および2003年度に学内共同研究として申請が認められたため、本格的な作業を開始したのである。本共同研究に参画したメンバーは以下の通りである。

共同研究構成員（研究代表者以外は五十音順）

金山勉	上智大学新聞学科助教授（代表）
伊藤潔	同機械工学科教授
田中幸子	同フランス語学科教授
大久保成	同情報科学教育研究センター助手
森田浩一	同学生部（共同研究発足時は学事部）

なお「著作権ガイド」執筆に当たっては、佐藤真紀子（上智大学法律学科2003年度卒業。CALL学生グループ所属）の協力を得た。

第一部 学内アンケート

本共同研究では、学内共同研究申請以前の2001年1月に四谷キャンパスの専任教員を対象として、「著作権の取り扱いに関するアンケート」を行い、48名からの回答を得た。回答者の所属は以下であった。集計結果と主な回答内容は以下の通りであった。

学部	人数
神学部	2
文学部	12
法学部	2
経済学部	4
外国語学部	14
理工学部	9
一般外国語	1
未記入	4
合計	48

Q1．授業の教材作成・利用時に、「この場合、著作権上問題はないだろうか？」と疑問を持った経験はありますか？

「ある」28名

「ある」という回答のなかで最も多かったのは、授業でコピーを配布する際の経験であった。海外文献、学生に購入させるには高額な文献をコピーするというケースをはじめ、中には複数の文献を寄せ集めてテキストを作成したり、図書1冊を完全にコピーしてテキストとして用いたりするケースが報告された。また、（自ら録画した）ビデオを教材として利用する場合や、別テキストからの図表の引用、語学の練習問題や解説の引用、mp3ファイルを用いて発音・ヒアリング練習を課す場合にも著作権が意識されたようである。

さらに「情報リテラシー」における学生制作コンテンツにおいて、音楽や写真などの著作物が使用されているということも挙げられており、厳格な著作権意識を持つ必要性が痛感される。

Q2．自分の著作物について不当に侵害された、もしくはそれに近い経験はありますか？

「ある」11名

回答のほとんどが、引用・参考という言葉が行なわれないうままに自分の著作の概要・データ等が使用されたという経験であった。その範囲は、刊行物から学会発表まで広く及んでいる。

Q3．著作物の利用について、著作者に許諾を取った経験はありますか？

「ある」26名

著作の執筆・出版時に、図表・写真の引用や研究内容・文献の転用に関して許諾を取った経

験が「ある」という回答が多かった。ただし、その許諾に関する実務は出版社に委任することが多く、研究会や学会メンバーの範疇を超えて直接的に交渉するケースは報告されなかった。

また、自らの著作をWEB上で公開したり、著作物を当時とは別の出版社から発行したりするケースにおいては、出版社側との直接的な交渉が持たれている。

さらに、CD-ROMなどの教材を授業で使用する際には作者からの許諾を得たという報告もあった。

Q4．学生に対して、著作物利用に関する注意をしたことがありますか？

「ある」31名

論文・レポートの執筆に関する注意として伝えたという回答が大半で、中には論文・文献引用の方法を指導する中で注意したという報告も少なくなかった。さらに、無断転用が「盗作」「犯罪」であると強く指導しているというケースもあった。

また、著作権対象物が含まれている学生の制作コンテンツや、授業で利用している教材の扱いに留意させる（それ自体が著作権に抵触しているため）などの報告もあった。

さらに、学生によるコンテンツ制作演習において学生たちが自らの本を出版する場合、その中で引用する絵や図版などの著作権許諾を学生たち自身に打診させたという取り組みも見られた。

Q5．著作権法35条本文には、「学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」と規定していますが、電子教材（CD-ROMやウェブ上で提供するデジタル素材による教材）では、この点の解釈はどのようになるとお考えになりますか？（疑問点・コメント等を含め、どのようなことでも結構です）

基本的には、上記の著作権法35条に準じて紙媒体と同一に見ると考える意見、教育の観点からそうあって欲しいと望む意見が大半であった。ただし、その著作権者を明記する必要性や教育目的内での複製利用という前提を重視する意見が多く見られた。

他に、有料コンテンツの複製は禁止であるとする回答や、有料コンテンツには著作権が適用されるが無料コンテンツは自由であるとする回答もあった。

ただし、電子教材の場合、その複製が教育の範疇を超えて利用される可能性や頻度も増加し、また複製や改変も容易になることから、制限が厳しくなることはやむを得ないのではないかという意見も少なくなかった。さらに35条の「必要と認められる限度」という定義が曖昧であることや、著作物利用の基準が不明瞭であることから、電子教材の利用における明確なコンセンサスを求める回答も複数あった。

Q6．上記の条但書では、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」となっており、ワークブックやドリルなどは、複製して授業に用いることは許されていませんが、電子教材では、この点の解釈はどのようになるとお考えになりますか？（疑問点・コメント等を含め、どのようなことでも結構です）

Q5と同様に、基本的には電子教材も従来の著作権法に準じるという回答が多く、紙媒体の著作と同じ扱いであるとする意見が大半を占めた。

ただし、授業等での利用については、「出典を明記する」「許諾を得る」ことで可能ではないかという意見、配布することなく（パワーポイントなどで）提示する範囲では使用可能ではないかという意見、完全なコピーではなく一部を改変すれば可能ではないかという意見も見られた。

それに関連して、電子教材は改変が容易であることから「複製」という言葉がどの範囲まで適用されるのかといった疑問が出され、その他、WEB上で公開されている情報や無料でダウンロードできる情報とCD-ROM媒体に固定されて市場で販売されている情報との扱いに関する区別が難しいという意見もあった。

Q7. これまでの紙をベースにした教材と電子教材で、その教材の作成・利用時に、著作権法上、対処が異なる、あるいは疑義が生じるとお考えになっている点がありますでしょうか？（疑問点・コメント等を含め、どのようなことでも結構です）

「ある」12名

紙媒体を想定した著作権法を電子教材に適用させて考えているという回答が多く、その範囲や基準が不明瞭であることから生じる若干の混乱があるように見受けられた。中にはそのために利用を控えているという意見もあった。

また、複製にコストがかからない、複製が容易であるという性質によって、著作権者の損失や著作権侵害のリスクが従来よりも大きくなったと考える回答が多く見られた。それに関連して、ホームページなどで不特定多数に公開されなければ問題にならないという意見（公表の範囲）や、ダウンロードに課金されるものの複製やCD-ROMに固定されているものの複製に関してはどのように対応すべきかという疑問があがった。

Q8. その他著作権に関して困ったこと、疑問に思ったことがあれば、ご記入ください。

著作物の利用に関して：

「新聞を引用したり、教材として利用することを推進したりしているが、この場合はどこまで許容範囲なのか分からない」「個人や企業のホームページには授業で使えるような分かりやすいものがあるが、現状ではそれを利用できない」「海外の資料は日本では高価であり、（著作権に抵触する行為を生む）ジレンマがある」といった報告があった。

また、著作物の性格によって「著作権フリーという考え方があってもよいのではないか」という積極的意見も挙げられている。

学生の著作権意識に関して：

「指定した教科書ではなく、そのコピーを授業に持参する学生が少なくない」「大半をWEBからコピーした学生レポートも目立つようになっており、学生に罪悪感もない」といった学生の著作権意識の低さを訴える意見が目立った。電子教材の利用の容易さに対する学生の著作権意識は非常に低いようである。「レポートにおける引用についての指導も不徹底」とする報告もあり、学生に対して著作権を意識させる教育の必要性を訴える意見や、「学術上のものであれば事後通知の習慣をつくるべきではないか」という提言もあった。

また、これに関連して「剽窃についての危険性が意識されていない。学生個人の行為が大学の問題になる」というように、大学として取り組む必要性を指摘する意見もあった。さらに、「利用者のモラル啓発が大切だが、現状は正直者が損をする図式になっている」ため、「情報リテラシー」等でこのあたりを分かり易く解説することを求める意見もあった。

その他：

「著作権について問い合わせる窓口が学内に必要」とする意見も出されている。また、著作権を侵害されたら、どこに訴えたらいいのか、手続きをどのようにするのか、どの範囲を超えたら訴えることができるのかという疑問が出されており、教員サイドの著作権理解が不足している現状が浮き彫りとなった。

(学内アンケート)

2002年1月18日

著作権の取扱いに係るアンケート

Q1. 授業の教材作成・利用時に、「この場合、著作権上問題はないだろうか?」と疑問を持った経験はありますか?

A. ある

内容

ない

Q2. 自分の著作物について不当に侵害された、もしくはそれに近い経験はありますか?

A. ある

内容

ない

Q3. 著作物の利用について、著作者に許諾を取った経験はありますか?

A. ある

内容

ない

Q4. 学生に対して、著作物利用に関する注意をしたことがありますか?

A. ある

内容

ない

Q5. 著作権法35条本文には、「学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」と規定していますが、電子教材(CD-ROMやウェブ上で提供するデジタル素材による教材)では、この点の解釈はどのようになるとお考えになりますか?(疑問点・コメント等を含め、どのようなことでも結構です)

Q6. 上記の条但書では、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」となっており、ワー

クブックやドリルなどは、複製して授業に用いることは許されていませんが、電子教材では、この点の解釈はどのようになるとお考えになりますか？（疑問点・コメント 等を含め、どのようなことでも結構です）

--

Q7．これまでの紙をベースにした教材と電子教材で、その教材の作成・利用時に、著作権法上、対処が異なる、あるいは疑義が生じるとお考えになっている点がありますでしょうか？（疑問点・コメント等を含め、どのようなことでも結構です）

A． ある
ない

内容

Q8．その他著作権に関して困ったこと、疑問に思ったことがあれば、ご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

（任意）

所属

氏名

上智大学著作権研究会

平成15年の通常国会で著作権法改正事項（教育関係部分）が成立し、平成16年1月1日から学校における著作物の利用に関する例外が拡大された。文化庁長官官房著作権課がまとめたところによれば、著作物を利用するには、原則として著作権者の了解が必要だが、教育機関では、例外的に著作権者の了解を得ることなく、一定の範囲で著作物を自由に利用することができる。今回、著作物利用に関する例外として以下の3点が加わった。

- (1) 授業で使うためであれば、教員のみならず、学生も著作物をコピーし、学生に配することができる。
- (2) 授業の内容を同時に遠隔地に送信できる。
- (3) 紙媒体による試験問題だけでなく、インターネット試験の問題として著作物を利用できる。

このように、著作権に対する考え方が、インターネットや遠隔教育（Distance Learning）などを活用した学習機会の環境を意識して、ゆるやかにされてきているようである。一方で、授業の資料として学生が資料をコピーすることができるようになれば、大学側もこれまでに増して学生たちに対する著作権意識の徹底に力を入れなければならないと考える。著作権についての基本的な考え方を、大学教育に携わる教員が身に付けることが重要である。続く第二部では、著作権についての基礎知識に加え、大学教育現場における著作権に関する疑問として頻繁に取り上げられる問題についてとりあげた。また、デジタル時代の著作権について、上智大学のCALL（Computer Assisted Language Learning）システムから学び取った点などを盛り込みながら実務的な視点をもとに解説した。

第二部 著作権ガイド

はじめに

近年、知的財産権や著作権という言葉が多く取り上げられ、新しい技術やビジネスモデルを保護するものとして再認識されている。しかし一方では、デジタル化の進展に伴いコンテンツ保護のルールには、従来の枠組みだけでは捉えきれない側面も現れてきている。マルチメディア・デジタルコンテンツの特徴は以下の3点にまとめられる。

- (1) 複製の容易さ
- (2) 改変の容易さ
- (3) 多数の人間での共有可能性

こうした新しい事態に対処するため、研究・教育機関である大学においても、教材の利用や作成の観点から知的財産権に対する理解はますます重要なものになってきている。本稿では、大学教育の現場に特に関係のある著作権に注目して解説を加える。教職員を始めとする大学関係者、コンテンツ制作者、学生のそれぞれの立場から著作権の意義を理解し、その適正な利用と保護に努めるための参考資料となれば幸いである。

1. 著作権の基礎知識

「著作権」の目的

著作権法は、第1条で以下の3点をその目的と明記している。

- (1) 著作者、実演家等の権利を保護すること
- (2) 著作物の公正な利用を図ること
- (3) もって文化を発展させること

著作者、実演家などに経済的独占権を与えてそれを保護することは、著作者らに創作活動に対するインセンティブを与え、創作活動を活発化させる。旺盛な創作活動は、自ずと文化の発展を促すことにつながると考えているのである。しかし過剰な「独占」は、かえって文化の豊潤さを損なうことにもつながりかねない。そこで、広く公正に利用できるようにすることで、創作物を伝播させ、結果として文化を豊かにすることを目指している。

「著作物」とは

著作権の対象となる著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている。具体的には小説、脚本、楽曲、絵画、彫刻、映画、建築物など多岐に渡る。「創作」といってもフィクションに限らず、当然のことながら学术论文も著作物として保護される。また表に掲げられていないものでも上記の定義を満たすものは全て著作物として認められる。

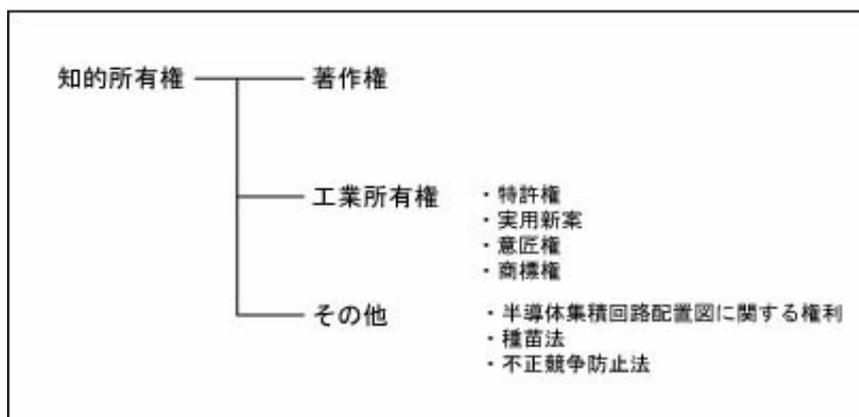
しかし気をつけなければならないこともある。著作権法は「表現したもの」を保護すると規定しているので「アイデアそのもの」は保護の対象にならない。おいしいケーキの作り方を記したテキストは著作権法における保護の対象となるが、「作り方そのもの」は対象とならないのである。また、「創作的」でなければならないことから「単なるデータ」「事実」も対象外である(編集に創作性が認められる場合や、「事実」の解説は創作物として保護の対象になることには注意したい)。「工業製品など」は「思想又は感情」を表したものではないので、これも対象から除かれる。要約すると以下ようになる。

著作権の対象からはずれるもの

アイデアそのもの / 単なるデータや事実 / 工業製品 など

著作権法第1条

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。



【図1 「著作権」とは何か】

二次的著作物

既存の著作物を元にアレンジしてできた新しい著作物は、原著作物から独立した別個の著作物として保護される。これを二次的著作物と呼ぶ。しかし、現著作物に多少手を加えただけで創作性が認められないものはこれに当てはまらない。二次的著作物の具体例としては、フランス語の原作を日本語に訳した翻訳や、クラシックの曲をジャズにアレンジしたもの、小説の映画化などがあげられる。二次的著作物の創作にあたっては原著作物の翻訳権・翻案権（第27条）が働くことになるので原作者の許諾が必要になる。また、原作者は自己の著作物に依存した二次的著作物の利用に関する権利を有するので、二次的著作物の利用の際は著作者と原作者の両方に許諾を得なくてはならない（第28条）。上記のフランス小説の例で言えば、日本語に訳した翻訳を使ってCD-ROMを作るなどの企画を立てるならば、原作者と翻訳者の双方に許諾を得る必要があるということである。

著作権法第2条11号 二次的著作物

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

著作権法第27条（翻訳権、翻案権など）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作権法第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

編集著作物

新聞や雑誌、論文集など個々の著作物が集まった集合体であるものの場合、それらの選択や配列になんらかの創作性が認められれば、そこに含まれる著作物とは別に編集著作物としての保護を受ける。また、電話番号や調査データのように著作物ではないもの（単なる事実）を扱っていたとしても、その素材の選択や配列に創作性があれば、著作物として保護される。

編集著作物は独立した著作物なので、その全体を複製する場合は、編集著作物とそこに含まれる個々の著作物の両方に対して複製の許可を得る必要が生じる。上記の論文の場合、各論文の執筆者と編集を行った編者等（多くの場合、さらに出版社）に許諾を得る必要があるということである。

著作権法第12条（編集著作物）

編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

データベースの著作物

編集著作物と類似の概念としてデータベースの著作物がある。データベースとは「論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第2条1項10号の3）である。すなわち、コンピュータ等の電子的デバイスでの利用を前提として制作された情報の集合体のことである。データベースは、その情報の選択又は体系的な構成が創作性を有するとき、著作物として保護される。編集著作物が「素材の選択、配列」の創作性を要素とするのに対し、データベースは「情報の体系的な構成」に創作性を有することが求められる。たとえば、どういうテーブルをいくつ作るか、といったことや、それぞれのデータにどういう関連付けをするか、などがその創作性として認められている。

著作権法第12条の2（データベースの著作物）

データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

共同著作物

二人以上の者が共同して創作し、各人の寄与分を分離して個別に利用できない著作物のこと。例えば、出席者全員の発言とそのやり取りで構成される座談会の内容や、数名で協力しながら製作した書籍などがこれにあたる。

しかし、「第一章は が担当し、第二章は××が担当する」などと定めて書いた場合は、共同著作物には当てはまらず「集合著作物」と呼ばれる。それぞれの著作物に対する権利を分離して個別に利用できるからである。

共同著作物の著作者はそれぞれ著作物に対する権利を有するが、著作者全員の合意がなければ行使することができない。また、著作権の保護期間については最後に死亡した者を基準に計算される。各人のかかわった部分がどの部分か特定できない場合のみが共同著作であり、論文集などは個人著作の組み合わせである集合著作物にあたることに、留意する必要がある。

著作権法第2条1項12号（共同著作物）

二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

「著作者」とは

著作者とは「著作物を創作する者」(第2条1項2号)であり、実際にその著作物を創った人間の事を指す。著作物の創作に関して資金を提供したものや、発注者などは実際に創作を行った者ではないので著作者とは認められない。給与の有無や金銭的な移動は、一義的には「著作者であるかどうか」の判断とは関係がない。われわれはしばしば、作曲家や画家・小説家など創作活動を職業としている者を著作者と考えがちだが、そうではない。小学生でも幼稚園児でも絵を描けばその絵の著作者であり、絵に対する著作権を持つ。私たちが手紙を書けばその著作者となり手紙は著作物として保護される。人間は日々著作物を創作し、著作者となり得るが、ほとんどの場合経済的価値を有するものでないため、その権利を意識する機会がないだけである。

法人著作

通常、著作者は思想感情を表現して創作活動を行う自然人だが、直接創作活動をする個人以外が著作者となる場合が定められている。例えば、会社の発行する著作物は実際には社員が創作したものであるが、これを共同著作物として関わった社員全員に著作権を認めてしまうと不都合が生じる。そこで法的には会社が著作者であると評価して扱うのである。

法人著作の要件は以下の5つである。

- ・法人の発意に基づき作成されたものであること
- ・法人等の業務に従事する者の創作によること
- ・職務上創作されたものであること
- ・公表の際、法人名義で公表されること
- ・契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと
(プログラムの著作物の場合、公表は必要ない)

なお、大学等で教材(著作物)を企業等に外注委託する場合がある。この場合、料金を支払ったかどうかは無関係に、実際に教材を創作したもの(この場合外注業者)が著作者である。ただし、財産権としての著作権は契約により譲渡可能である。このため、制作を行った外部業者などに営利目的で教材を利用させないためには、契約による著作権の譲渡が不可欠となるのである。

著作権法第15条職務上作成する著作物の著作者)

法人その他使用者(以下この条において「法人等」という)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

職務著作

法人著作と類似のものとして職務著作という概念もある。従業員が職務上創作した場合を指し、法人著作と重なる部分が多い。しかし必ずしも法人が著作者とされるわけではなく、創作した個人が著作者となる場合もあるので、法人著作よりも広い概念と言える。

研究者である大学教員は同時に大学という法人の「従業員」でもあるが、その職務上創作した著作物の権利は一概に法人のものとは言いきれない。職務著作として創作活動を行

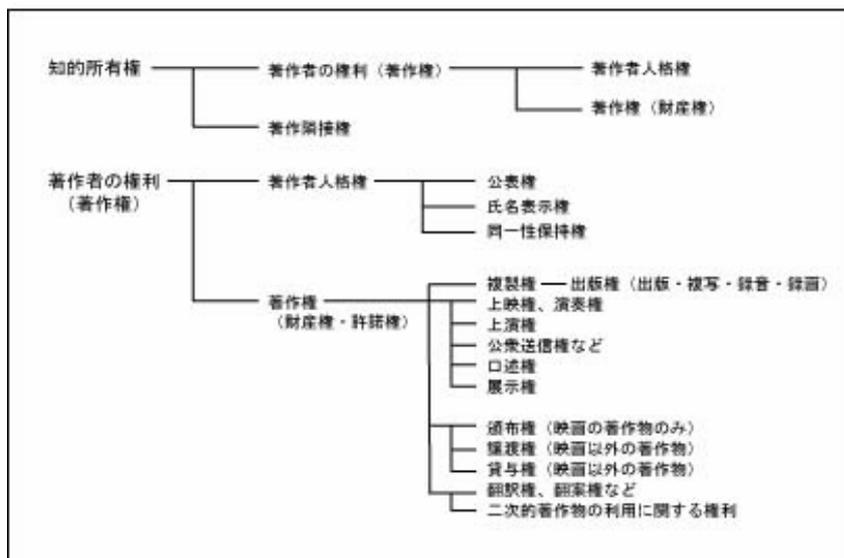
った個人が著作権を得るには、法人たる大学との間でこういった条件の下で法人が権利を持ち、個人が権利を持つのが明確にしておくのが理想的である。個々の著作物が発生したときに初めて交渉するのではなく、まとまった規則が必要となってくるだろう。

たとえば「職務として行われる講義」をネットワーク配信するなどの場合、権利関係がどのようになるかは明確なものはいまだない。仮にネットワーク配信の発意が大学側にあり、配信される著作物の録画などの行為を大学が行ったとしても、授業そのものの著作者人格権（録画されたものをみだりに改変されない、など）は教員個人に属すると考えられる（録画された著作物の財産権としての著作権は大学に属する）。

「著作権」の内容

著作権は工業所有権と並ぶ知的財産権の一種で「著作物（思想又は感情を創作的に表現したもの）」を創作した時に発生する権利である。著作者の権利としての著作権は著作物を創作した時点で発生するもので、特許とは違い登録などの手続きは不要である。これを無方式主義と呼ぶ。

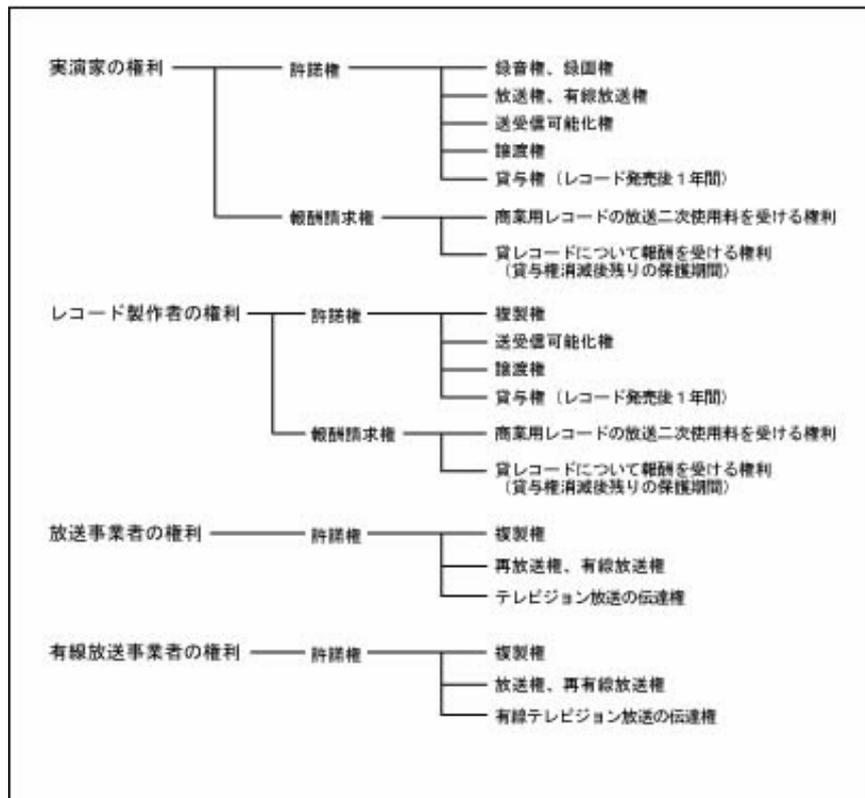
著作権は大きく著作者人格権と著作財産権の二つに分類される。前者は著作者の人格を守る権利で、著作者に一身専属的（その人にのみ属し、相続や譲渡が発生しない）に発生し、著作者の死後も侵害されてはならない。一方、著作財産権はさらに細かく分かれ、例えば印刷・録画などの複製物を作る権利、公衆に向けて送信する権利、譲渡・貸与する権利などがあり、契約などによって譲渡したり、相続をすることが可能である。



【図2 著作権の内容】

著作財産権の基本的な考え方として、「他人に勝手に されない権利」という読み方をする
と理解しやすいだろう。例えば、出版物の複製権なら他人に勝手にコピーされない権利である
し、映画の上映権なら他人に勝手に上映されない権利、である。このような「他人が無断で
することを止めることができる権利」のことを「許諾権」と呼ぶ。

さらに、著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利として、著作隣接権と呼ばれるものもある。具体的には、歌謡における歌手や演劇における俳優が想定されている。これも登録などを要さない無方式主義をとっており、実演等を行った時点で発生する。著作隣接権には許諾権の他に報酬請求権という形で認められているものもある。これは「他人が したときに報酬を請求出来る権利」と理解できる。



【図3 著作権者の権利】

著作者人格権の内容

著作者人格権には以下の3種類がある。

- (1) 著作物の公表に関する権利
 著作者は、まだ公表されていない自分の著作物に関して、公表の時期、方法なども含め自分で決定できる権利を持っている。これは「無断で公表されない権利」と言い換えることもできる。
- (2) 自分の氏名表示に関する権利
 著作者は、自分の著作物を公表する際、著作者名を表示するかしないか、表示するならば実名か仮名かを自ら決定する権利を持っている。意思に反して実名を明かされたり、他人の名前で勝手に著作物を発表されたりすることは、この権利の侵害となる。
- (3) 著作物の同一性を保つ権利

著者は、自分の著作物の内容、題号を自分の意に反して無断で改変されない権利を持っている。但し、著作物の性質ならびにその利用目的及び態様に照らしてやむを得ない場合を除く。

著作権法第18条（公表権）

著者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。次項において同じ）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第29条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

著作権法第19条（氏名表示権）

著者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

著作財産権の内容

著作財産権には多くの種類があるが、中でも代表的なものの内容を以下に挙げる。

（1）複製権

自分の著作物について勝手に複製されない権利のこと。著者はこの権利を持っているので、著作物の複製を作りたい利用者は著作者に許諾を得る必要がある。ここで言う複製とは「形ある物に再製する」ことを指し、手写、印刷、写真、複写、録音、録画などが含まれる。

（2）公衆送信権

著作物を公衆に対して送信する権利のこと。無線・有線の両方がここに含まれ、具体的にはテレビ、ラジオなどの「放送」、ケーブルテレビなどの「有線放送」、インターネットを介した「インタラクティブ配信」、手動で送信するファックス・サービスなどを指す。

公衆送信権を理解するうえで重要なのは「送信可能化」といわれる行為である。これは主にインターネット上のサーバなどにデータをアップロードすることを指す。アップロードしても誰もアクセスしていない段階であれば著作物の無断利用は現実には生じていないが、不特定多数へのデータの送信を「可能にした」時点で権利侵害が発生したとみなされることに注意する必要がある。実際に「著作物の無断利用が起きたか否か」ではなく、他人の著作物を著作権者に無断でアップロードした時点で、公衆送信権に触れるのである。

（3）二次的著作物の創作に関する権利

二次的著作物とはある著作物を翻訳・編曲・変形し、または脚色・映画化・その他翻案することによって生まれた新しい著作物のこと。このように既存の著作物をもとに新たな創作行為を加えて自身の著作物とする場合には、もとなる既存の著作物の著作権者の許諾が必要である。例えば、外国文献の翻訳をしてそれを書籍として出版する場合、もとなる外国文献の著作者に許可してもらわなければならない。

(4) 二次的著作物の利用に関する権利

二次的著作物の利用については、二次的著作物の著作者にだけでなく、原著作者も著作者と同様の権利を持つ。例えば、上の例の外国文献の翻訳図書をCD-ROMにして出版しようという場合、翻訳した日本の著作者と原著作者に当たる外国の筆者の両方に許可をもらう必要が生じる。

著作権法第20条(同一性保持権)

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む)又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

著作権法第21条(複製権)

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作権法第23条(公衆送信権)

著作者は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を専有する。

2 著作者は、放送され、又は有線送信されるその著作物を受信装置を用い公に伝達する権利を専有する。

権利の制限

保護期間

定期間のみ独占権を与えている。しかし、その期間を経過した著作物からはその権利を消滅させて社会全体の共著作権には保護期間が定められている。著作権法は創作行為に対する報酬として著作者に一有財産として自由に利用できるように規定している。自由に流通させることが、公共の福祉・文化の発展に寄与すると考えられているからだ。

日本の著作権法における保護期間は、原則として著作者が著作物を創作したときから始まり、著作者の生存間及びその死後50年間とされている。但し、著作権の中でも著作者人格権は著作者のみに与えられる権利で、譲渡や相続がなされない一身専属的な性質を持っているので、著作者の死後は権利が消滅する。しかし、たとえ権利は消滅したとしても、著作者人格権の侵害となる行為は著作者の死後もしてはならない。

著作権法第51条(保護期間の原則)

著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後、次条第一項において同じ)五十年を経過するまでの間、存続する。

著作権法第59条(著作者人格権の一身専属性)

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

著作権法第60条（著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護）

著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

著作権の制限

著作権法は目的に鑑みていくつかの場合に限って無許諾の利用を許している（第30条～第47条）。これをフェアユースと呼ぶ。いかなる場合でも必ず著作権者の許諾を義務付けると、国民にとって文化的財産である著作物を利用することが過度に複雑で困難な事になってしまう。これでは国民の利益が不当に妨げられ、法律の目的である文化発展への寄与を達成することができない事態に陥ることも考えられるので、権利者の利益を不当に侵害しない特別の場合のみ、許諾を得ない利用を許したのである。以下に主なものを挙げる。

（1）私的な利用

家庭内で仕事以外の目的のために使用する場合は、許諾を得ずに著作物を複製することができる。例えば、自宅で視聴するために、テレビ番組を録画しても複製権侵害とはならない。

（2）図書館での利用

政令（施行令1条の3）で認められた図書館に限り、一定の条件の下に利用者に提供する為の複製、保存の為の複製などを行うことができる。

（3）引用

公正な方法で、正当な範囲においてであれば、他人の著作物を自由に引用できる。引用の定義や方法については後述する。

（4）教科書への利用

学校教育の目的上必要と認められる限度で、無許諾でも他人の著作物を教科書に掲載することができる。但し、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要となる。

（5）教育現場での利用

教育を担任する人は、授業の過程で使用するために著作物を無許諾で複製できる。但し、ワークブックやドリルはその性質上、コピーを配ることによって出版社などに不当な経済的不利益を与えるので複製物を生徒に配ることはできない。

平成15年改正（2004年1月1日施行）により「教育を担任する人」に加えて「学習者」も授業の範囲内での複製が無許諾でできるようになった。これにより、たとえばWeb上で資料を収集し学習者がレポートとして提出する、といった学習を適法に行うことが可能になった。

（6）試験問題への利用

入学試験や採用試験などの問題として著作物を無許諾で複製することができる。但し、営利目的の模擬試験などにおいては権利者への補償金支払いが必要である。

（7）プログラムの著作物の複製

プログラムの所有者は自らコンピュータで利用する為に必要と認められる限度で、プログラムを無許諾複製できる。インストールやバックアップといった行為は、それ自体、無許諾の複製に該当するが、コンピュータの利用においては避けられない複製なので自由に行えるという規定である。

このほか、文章を点字に翻訳したり、演劇などを営利目的でなく上演したり、事件報道や政治的演説への利用をするときなどは許諾の必要がないとされている。

権利の侵害

著作権の侵害

原則として、正当な理由なく無許諾で他人の著作物を利用すれば、それは著作権の侵害である。また、海賊版の輸入や違法コピーされたプログラムを業務上で使用する行為、著作者の名声を汚すような様態での利用などは直接的な著作権の侵害行為には当てはまらないが、権利侵害とみなされる。

救済措置

では、著作権者が権利を侵害された場合にはどのような救済措置があるのだろうか。民事措置と刑事措置に分けて解説する。

(1) 民事的対応

まず、著作財産権を侵害された場合、著作者は、その無許諾利用を止めるよう相手に訴えたり、無許諾利用によって被った損害を金額に換算して賠償を求めたりすることができる。これは著作権者が差止請求権（第112条、第116条）や損害賠償請求権（第114条）という権利を持っているからである。この二つは著作権法上の規定だが、民法上の規定である不当利得返還請求権（民法703条）を用いることも可能である。

著作者人格権を侵害された場合には人格的利益を保護するため、不当な氏名表示の削除や、謝罪広告などを求めることもできる。これは名誉回復などの措置の請求権（第115条、第116条）を根拠として認められる。

(2) 刑事的対応

侵害行為に悪性が強い場合には刑事処罰も考えられる。著作権侵害は場合によっては犯罪ともなりうるのである。著作権侵害を行ったものは3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる（第119条1号、第124条）。但し、侵害行為を犯したのが法人である場合には1億円以下の罰金ということになる。しかし、著作権は私権であることにも注意が必要であろう。このため、仮に侵害行為が行われたとしても、それが権利を侵害されているかどうかの判断は権利者にまかされている。つまり、侵害についての制裁は権利者の判断に任せられるので、親告罪として被害者が訴えでない限りは処罰されないのである（第123条）。そのほか、著作権等を実質的に保護する為に、著作者人格権の侵害は300万円以下の罰金を科せられ、コピーガードを解除してコンピュータプログラムや音楽ソフトを複製・頒布したり、頒布目的で製造・輸入・所持したり、そのような違法ソフトをネット上にアップしたりすれば（公衆送信・送信可能化）1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。これらの行為はいずれも非親告罪であるから、訴え出る被害者がいなくとも摘発される可能性がある。

(参考) 著作権の侵害に関する著作権法

著作権法第112条(差止請求権)

著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又はもつぱら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄

その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

著作権法第114条（損害の額の推定等）

著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

2 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

著作権法第115条（名誉回復等の措置）

著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

著作権法第116条（著作者の死後における人格的利益の保護のための措置）

著作者の死後においては、その遺族（死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ）は、当該著作者について第60条の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権を侵害する行為又は第60条の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合に あつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

著作権法第119条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第30条第1項（第102条第1項において準用する場合を含む）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物又は実演等の複製を行つた者を除く）

二 営利を目的として、第30条第1項に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

著作権法第123条

第119条及び第121条の2の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第118条第1項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

著作権法第124条

法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第119条から第122条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

その他

最後に著作権に関連するいくつかのトピックについて簡単に取り上げよう。

(1) cマークは何のためか？

本や印刷物の片隅にcのマークを見かけたことのある方は多いだろう。これは1952年の万国著作権条約の中で提唱されたもので、「マルシーマーク」と呼ばれており、正確にはcの表示と共に「著作権者の名前」「著作物を最初に発行した年」を表示することとされていた。著作権は一国内だけで保護されるだけでは不十分であり、早い段階から国際条約による取り決めがなされた分野でもある。最初の国際条約はベルヌ条約であった(1886年)。ベルヌ条約によれば、著作権は著作物が創作された時点でその保護が始まり特段の届出などを必要としないとされ、無方式主義を採用している。一方、アメリカ合衆国や米州諸国においては、著作権保護に登録や申請を要する方式主義を採用しており、双方での方式の違いを超えた著作権保護の制度が求められた。このため、アメリカが中心となりユネスコが所管となって、万国著作権条約が結ばれた(1952年)。万国著作権条約は、方式主義の国とベルヌ条約加盟国を架け橋的に結ぶための条約であった。この条約によって、方式主義の国においても無方式主義を採る外国の著作物が自動的に著作権保護を受けるためにc表示を付すように取り決めたのである。

その後、アメリカ(1989年)、中国(92年)、ロシア(95年)、韓国(96年)が相次いでベルヌ条約に加入したため、世界のほとんどの国が無方式主義となった。日本も無方式主義であり(ベルヌ条約加盟は1899年)、日本国内での保護を目的とするならば著作物にcマークを付ける必要はない。実際にcマークの効果があるのは、万国著作権条約のみに参加しており、方式主義を採用している国において自動的に著作権保護を受けたい場合だけである。見慣れたcマークも次第にその意義を失いつつあるのである。

(2) 特許や商標と著作権の違いは何か？

著作権法は知的財産権法と呼ばれる法律体系の一部である。知的財産権は、その客体が無形物であることから無形財産権とも言い換えられ、特許権や商標権、意匠権、実用新案権などを含んでいる。これらは工業所有権という総称が付けられている通りテクノロジーに関する権利であり、審査や特許庁への登録を経て唯一の権利が付与される。それゆえ先願主義といって同一の発明などが二人以上の人によって同時に行われたとしても、登録者以外は権利を行使することができない。

一方、著作権は芸術や学術の領域の創作的な表現を保護する、いわばアートに関する権利で、法律の目的も新たな創作への刺激を生み、文化発展に寄与することである。日本の場合、著作権の発生は無方式主義を採用しており、登録などの手続きがなくとも創作したその瞬間に権利が発生する。そのため、同じ著作物が二人以上によって創作された場合も、そこに模倣や盗用がなければ著作権はそれぞれに発生して、自己の著作物は自由に利用できるのである。

(3) 肖像権とは何か？

著作権とは直接関わりがないが、類似の問題として最近よく取り上げられるものに肖像権の問題がある。肖像権は法律に明記された権利ではない。しかし、これまでの多くの判例蓄積によって認められてきた新しい権利の概念である。肖像権とは簡単に言えば、勝手に自分の顔や姿を利用されない権利と説明できる。これには二つの側面があると考えられており、一つは人

格権又はプライバシーの権利に関する側面、もう一つは財産権やパブリシティに関する側面である。

前者は一般に、人はみだりに自分の姿を撮影されたり、その写真を利用されない権利を有しており、これらを自分の意思で拒否できるとする考えに基づいている。例えば、取材などで風景写真を撮る場合、そこに人物が写り込んでいればその人から掲載の承諾を得る必要がある。写真が肖像本人をメインに置いたものか、単なる風景の一部かということは問題ではない。但し、その写真の中で肖像本人がその人であるとはっきり特定できる程度の大きさやアングルで無い場合は許諾を得る必要はなくなる。勝手に他人の写真や映像を加工して公にするのは問題である。その写真や映像が肖像本人の気分を害したり、一般的に好ましくない利用のされ方をすれば、肖像権を根拠に訴えられる可能性があるからだ。

後者は、有名人、特に芸能人やスポーツ選手などの顔や姿には、商品価値を上げたり販売促進効果を伴う財産的価値があるという事実を踏まえている。彼らの財産的利益を正しく確保しようという観点から肖像本人に何らかの報酬を支払うべきであると考えられ、それには何らかの契約が必要とされる。芸能人の写真を何の契約もなしに勝手に利用してポスターを作ったり、それを利用して商売はできないのである。

2. 大学教育現場における著作権FAQ

2002年1月、上智大学の教員を対象に行ったアンケートへの回答（第一部参照）を踏まえ、大学教育の現場で著作権に関連して関心の高いと思われる事柄について解説する。

（Q）論文の執筆に当たって他の文献や資料からの引用を検討しているが問題はあるか？

著作権法は公共の利益と著作権者の利益とのバランスを図るために、特定の条件を満たす引用には著作権が及ばないこととしている。

適法な引用としての条件は一般に以下の4点である。

- （1）他人の著作物を引用する「必然性」があること
- （2）「自分の著作物」と「引用部分」との区別が明瞭であること
- （3）「自分の著作物」と「引用する著作物」の主従関係が明らかであり、「自分の著作物」の主体性がはっきりしていること
- （4）どこからの引用なのか、はっきりと出所の明示がなされていること

これらを満たす場合であれば、原則的に引用対象の著作者に許諾を得る必要はない。引用は文章のみならず図表や写真についても同様の条件で判断される。また、上記の条件を満たしていれば要約したものの引用も認める判決が出ている（「血液型と性格」事件）。この場合はあくまで原著作物の内容を改変しない「忠実な要約」が求められるので注意が必要である。

（参考）「血液型と性格」事件（東京地裁平成10年10月30日判決）

この事件は、『「血液型と性格」の社会史』という書籍を著作した原告が、同種の書籍を執筆・出版した被告に対し、著作権及び著作人格権侵害を理由に、出版差止と損害賠償の請求、謝罪広告の掲載などを求めて訴訟を提起したものである。原告は被告著書の中に自分の著書からの要約引用と思われる部分があることを指摘し、要約は翻案にあたり、これを無断で行うのは権利侵害であると訴えた。

著作権法上、他人の著作物を要約することは翻案にあたり、これには著作権者の許諾を必要とする。一方、自分の著作物に他人の著作物を引用することは、前出の条件を満たすことにより、許諾の必要はなく自由に行えることもまた、法律上認められている。では、他人の著作物を要約してそれを引用することは自由に行っているのか、という点がこの事件の争点であった。裁判所は、原文の一部を切れ切れに引用するよりも要約引

用の方が返って原著物の趣旨を正確に反映できる、また、立法趣旨として引用の方法から変形・翻案を排除しようという意図があったとは考えられない、などの理由を挙げて、原告の言い分を退け、請求を棄却した。

この判決によって引用の目的上正当な範囲であれば要約引用も自由に行って構わないということになった。しかし、許諾を得ない著作物の利用は、著作権者の権利を制限する行為であり、それによって権利者側の利益が不当に損なわれることのないよう十分な注意が必要とされる。

(Q) 官公庁から発行された白書や公的機関のWebからの引用は自由か？

国や地方自治体が作成した資料でも、単なるデータや事実の列挙であれば著作物性が否定され著作権の対象とはならない。それ以外の著作物を利用する際は、原則として許諾を受ける必要が生じる。

但し、官公庁の発行する資料などは、その性質上著作権の目的とならないものがいくつかある。まず、著作権法第13条は以下の4点に該当する著作物の許諾なしの利用を許している。これは裁判の判決や憲法の条文などを著作物として扱い、著作権を認めてしまうと、国民生活上に重大な不便をもたらすことを考慮して定められたものである。

(1) 憲法その他の法令

(2) 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など

(3) 裁判所の判決、決定、命令など

(4) (1)～(3)の翻訳物や編集物で国、地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

著作権法第32条2項では、国・地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義で公表する広報資料、調査統計資料、報告書などといった著作物について、説明の材料として新聞や雑誌、その他の刊行物に自由に転載できるとしている。このとき、著作物の提供方法の指定は無いので、Web上の著作物についても同様に考えられる。こうした資料は国民・住民に広く知られることを目的として作られているので、報道に掲載された方がその趣旨に合致するのである。但し、あくまで説明の材料としての掲載という制限がつくので、資料をそのまま複製して販売することなどはできない。

(Q) 講義の中で出版物から取った資料のコピーを配布した。これは著作権に触れるか？

著作権法第35条は教育現場における必要性を認め、「学校その他教育機関」における著作物の自由な利用を許している。当然大学も法律上の教育機関に含まれており、講義中に無断で資料のコピーを配布することは権利侵害には該当しない。

但し、複製物の使用は「公表された著作物」の「授業の過程における使用」に限られ「必要と認められる限度」内でなければならない。未公表の資料を配布したり、講義の内容に関係のない使用は認められない。また、書籍を一冊丸ごと複製したり、ワークブックやドリルなどを複製、配布すれば、出版社らの利益を大幅に減少させ、「著作権者の利益を不当に害することとなる」ので許可されない。

「教育目的」であっても、無制限に著作物の複製を行ってよいわけではない。利益を不当に害するか否かの判断基準は以下の4点からなる。(1) 著作物の種類、(2) 用途、(3) 複製の部数、(4) 複製の態様である。すなわち、当該著作物の売れ行きが低下したり、本来見込めるはずの潜在的な経済的利益が妨げられる場合には、教育現場であっても無断複製は行えないことになる。

(Q) 電子教材の取り扱いについて、特別に留意する点はあるか？

教材購入時(または制作時)の取り決めに従って利用することが重要である。特に、許可された教員による許可された授業・学生の範囲内で利用しなければならないことには、留意する必要がある。デジタルコンテンツは複製が容易で、配信のコストが低いことがその特徴であ

るが、同時にこれは著作権者の権利を侵害する行為にもつながりかねない。具体的には、不特定多数に配信できてしまうようなシステムを用いると送信可能化と呼ばれる行為によって、製作者や著作権者の権利（公衆送信権）を害する可能性がある。身近なところでは、Webサーバへのアップロードは、まさにこの行為に該当するので、著作権の所在については注意したい。

また、例えば、50人のクラスで利用することを前提に購入した電子教材を60台のパソコンにインストールしてしまった場合は、権利の侵害が起きている可能性がある。権利者は50部までのコピーなら利益を侵害されないと判断して、50人クラスでの利用を許可したのであるから、それを超えて60台で利用できるようにするのは許された利用形態の範囲（著作権法第35条が認める無許諾利用＝プログラムのインストールなどの場合を定めた条文）から外れている。残り10台へのインストールに関しては別途許諾を求める必要があるだろう。

著作権法第30条

著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という）を目的とする場合には、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう）を用いて複製するときを除き、その使用する者が複製することができる。

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（Q）自分の研究成果をまとめた書籍をデジタル化して再出版したいと考えているが？

既に書籍として出版がなされている場合、出版社との間の契約内容によって、著作者であっても勝手にデジタル化が進められないこともありうる。例えば、研究内容をまとめた著作物の著作権を期限付きで出版社に譲渡しているような場合、その期間中は著作者に著作権はないので、出版社に無断でデジタル出版することはできない。独占的な出版権の設定をしている場合は、出版権は「印刷複製物を公衆に頒布する」行為に対する権利なので、デジタル化には適用されない。まずは出版契約の内容（契約の取り決めが、著作権全般なのか、出版に関する部分だけなのかを、見る必要がある）をチェックする必要がある。

また、将来的に教材のCD-ROM化や電子ブックが一般化する可能性を考えるならば、紙媒体の出版契約の際にデジタル化も念頭に置いた契約内容を作っておくのが望ましい。

（Q）海外文献の扱いについて、特別に注意すべきことはあるか？

著作物の利用に際しては以下のような手順で許諾を求める必要があるかどうかを判断する。

- （1）保護される著作物かどうか・・・例えば日本の著作権法で保護されるのは、日本国民による著作物、日本で最初に発行された著作物、国際条約によって日本が著作権保護義務を負う外国の著作物、などである（6条）。一部を除き大多数の国は条約に加盟しているので、たいていの著作物はその権利を保護されると考えられる。
- （2）保護期間が満了していないか・・・法律は一定の期間著作権者に独占的権利を与える反面、その期間がすぎた後は、著作物が万人の共有財産として広く利用され、文化の発展に寄与することを目的としている。よって期間の満了した著作物は自由に利用できる。
- （3）利用行為が著作権の対象となるものか・・・著作権の内容は細かく分類されている。自分がしようとしている利用行為が法律の適用を受けるものなのかどうかを判断する必要がある。例えばビデオ上映などを行いたい場合、上映権は不特定多数に向けた上映に適用さ

れるもので、特定少数を対象にした上映会ならば著作権保護の対象外となる（適法に上映できる）。

- (4) 著作権の制限に当てはまるか・・・著作権法は公共の利益などに鑑みて、いくつかの場合においては 著作者の許諾なくして著作物を利用できる適用除外規定をおいている。私的目的での複製（30条）や教育目的での使用（35条）は許可を得なくても構わない。

こうした検討を経て自分の行おうとする利用行為が許諾を要するものであると判断すれば、著作権者に問い合わせ、使用許諾をもらう必要がある。海外の文献など外国の著作物についてもほぼ同様の手順でチェックできる。外国法を調べるのは手間がかかるが、音楽や映像などよく利用される著作物については著作権管理団体がまとめて管理している場合もある（たとえば音楽における JASRAC）。

日本語での対応が可能な問合せ先を探すのもひとつの方法であろう。

著作権法第31条

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(Q) 自分の論文の一部を無断で使用された。どのように対処ができるか？

著作権の対象となる行為を著作権者の許諾なく行えばそれは著作権の侵害にあたる。例えばあなたに著作権のある論文の内容を他人が勝手に雑誌に発表すれば公表権の侵害であるし、インターネット上にアップすれば公衆送信権の侵害ということになる。

侵害を受けた著作権者は差止請求・損害賠償請求・名誉回復などの措置請求を行うことができる。この3つは全て民事上の措置であり、行為が悪質な場合は告訴して刑事上の制裁措置を求めることも可能である。著作権侵害は親告罪なので検察官に対する告訴が必要である。

(Q) 他人の著作物を利用して試験問題を作りたいのだが？

大学の試験問題として著作物を複製するのは教育目的での利用にあたり、著作権者の許諾をもらわずに自由に利用することができる。これは著作隣接権にも準用されるので、音楽CD や映像を利用したい場合もレコード会社などに許諾を求める必要はない。但し、業者テストなど営利目的の試験問題は、教育目的とはみなされないので許可を取らなくてはならない。

著作権法第32条

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(Q) 講義の中でホームページに掲載されている資料を使いたいのだが？

学校教育において著作物を利用する際はその著作権者に許諾を求める必要がなく、自由に利用できる。よって講義に使うために資料を他人のホームページからプリントアウトしても権利侵害とはならない。これは書籍や雑誌のコピーなどの複製行為に関しても同じ事が言える。2003年までは、学生がホームページの内容やその他の著作物を複製する場合は教員と異なり著作権者の許諾を必要としたが、2004年1月1日から施行される平成15年の改正によって、授業の過程で使用するための複製に限り、学生も無許諾の複製が許されることになった。しかし、教員であれ学生であれ、教育の場であればどんな複製も無許諾で許されるというものではなく、「授業の中で必要な範囲」という条件がポイントになるので、注意が必要である。

(Q) テレビ番組やビデオを使って教えたいのだが注意すべきことはあるか？また、放送のデジタル化は何らかの影響を与えるか？

教育目的であればテレビ番組を録画したりそれを授業内で学生に見せたりすることも自由に行える。しかし、録画したビデオを保存してそれを学生に貸し出したり、図書館のビデオライブラリに置くなどすると、教育目的から外れるので許諾が必要になる。放送がデジタル化されることによって考えられる影響としては、デジタル化された番組をWebにアップして自由にダウンロードできるように設定したり、遠隔授業の一環として配信したりという形式の授業が技術的に可能になることがあげられよう。

平成15年の改正によれば(2004年1月1日から施行)授業を同時に受けている学生に関してはリアルタイムに限り資料や教材を送信することが合法となった。これにより、講義を実施する教員がいる教室以外への遠隔教室で、Web教材を利用できるよう設定できるようになった。しかしサーバに蓄積して受講生にダウンロードさせるようなことは許諾されていない。デジタル化によってもたらされる講義の多様性はあらゆる学生に学ぶ機会を与える可能性を秘めているが、こうした行為を著作権法上どのように定義するかについてはまだ議論が十分でなく、結論が出ていない。いまだ模索状態にあると言えるだろう。

著作権法第33条

公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校又は高等学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名義を有するものをいふ)に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る)への著作物の掲載について準用する。

3. デジタル時代の著作権

コンピュータやデジタル教材を利用した語学教育はCALLシステム(Computer Assisted Language Learning)の名で徐々に注目を集め始めている。上智大学でも、1997年からCALLプロジェクトが始まり、教材開発や教育支援を行ってきた。ここからはCALLシステムにおいて起きた事例をもとに、デジタル化された教材に関して生じる著作権の問題を紹介する。

ケース1：既存教材のWeb化

CALL教室での授業は既存の教材とコンピュータの機能を併用する、CALL教室専用のマルチメディア教材を使用するなど多様な利用方法がある。マルチメディア教材はCD-ROMの形をとったり、Web化されたりするが、そのようなマルチメディア教材は外部から購入するか開発を依頼しなければならない。特に新しく開発する場合には著作権に対する注意が大変重要である。実際にCALLシステムで既存の音声教材をWeb化するという企画が持ち上がった際、大学の制作者側はこの教科書の著作権者である外国の出版社にその教育的意義や必要性を説明する書面を送って許諾を求めた。制作者と出版社の間で以下の条件でWeb化教材を作成するという合意が必要となった。

- (1) その授業を受ける学生は全員がテキスト(音声CD付属)を購入している者であること。
- (2) テキスト及び音声をWeb化した教材にはアクセス制限をかけること(上智大学の学内のみで利用可能とすること)。

出版社の担当者が来日してWeb教材例を実際に視聴、輸入代理店の担当者にも了解を得るというやりとりを行った後、出版社からWeb教材化を許諾する書面を入手、本格的な制作作業を始めることができた。既存の著作物をWeb化する場合、これには複製行為を含むので著作権者に許諾を得なければならないのが原則である。しかし、日本の著作権法35条は教育を目的とする著作物の複製に自由を認めている。ではなぜ、著作権者の条件に従わなくてはならなかったのであろうか？

まず、条文が無許諾使用を認めたのは「教育の課程における必要最低限度の複製」であるが、Web化は複製だけではない。テキストの部分を翻案し、二次利用することによって新しい著作物を作り出していると考えられる。よって、法が無許諾利用を認めた行為の範囲を超えている可能性がある。また、条文は「教育を担任するもの」だけに無許諾利用を認めているから、教員以外に制作を依頼した時点でこの条文の適応はない。同条但書は「著作権者の利益を不当に害する場合」自由に利用することはできないと定めているが、大学等で利用される教科書や問題集、発音や練習用のCDは講義を受ける学生個人それぞれが購入し使用することを想定しており、著作権者たる出版社の利益も当然その部数を見込んでいる。そこでWeb化された複製物を全員が利用すれば出版社の利益は大幅に落ちるであろう。そうした不利益を生じさせないためには(1)の条件を受け入れ、予定された部数の売り上げを維持する必要があったのである。また、データをWeb上にアップすれば不特定多数の人間がその情報を自由に無償で利用することを可能にする(このような行為を「送信可能化」と呼ぶ)。著作物を無断で不特定多数に利用される可能性を生まない為に、著作権者には著作物をWeb上に勝手にアップされない権利「公衆送信権」が与えられている。テキストのWeb化はこの公衆送信権を侵害する行為であるため、不特定多数からの無断アクセスを不可能にする必要がある。そこで、Web教材にはテキストを購入したのみ学生が講義または学内にあるPC教室やCALL教室での自習の範囲に限り利用でき、外部からのアクセスは出来ないようにするという(2)の条件が必要になる。こうした条件を全てクリアにして初めて、著作権を侵害せず問題の生じない著作物の利用が出来る。著作物利用の際、その条件は権利者・利用者間の自由契約である。権利者が無償でかまわないと考えている場合は、無条件に利用させてくれるかもしれない。しかし、著作権者に問い合わせることをせずに利用することは非常に危険である。後から権利侵害に対してクレームが付けば、使用差止めを受けてその教材を使った講義が続けられなくなったり、損害賠償を求められる事もあるからである。ごくまれではあるが、権利侵害の程度が大規模で悪質と判断されれば刑事処罰まで発展する可能性もある。権利意識を忘れず、問い合わせの手間は惜しまないことが肝心である。

著作権法第35条

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権法第36条

公表された著作物は、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。

2 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

著作権法第47条の2

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

ケース2：教室での講義のデジタルコンテンツ化

講義の様子をそのままデジタル映像として残り、教材とすることができる。ライブラリ化しておけば欠席者の自習にも利用できるし、デジタル配信によって在宅の学生に向けて講義を行うことも可能になる。このようなまったく新しい方法による講義の利用に対しては当然新しい権利の概念が発生する。たとえば、これまで大学で講義を担当する者は、教室でリアルタイムに講義を行うことを仕事として対価を得てきた。しかし、講義内容は各自オリジナルなのでその著作権は教授者本人である。これがデジタル映像としてそのまま保存されるようになると、その講義の著作権が誰に帰属するのかという問題が生じることになる。ビデオ製作者たる大学が著作権を持つならば、講義内容に対する教授者の著作権はどう扱われるのだろうか。ビデオを遠隔授業に利用する場合、講義をもう一本持つときと同様、もしくはそれに準ずる報酬が教授者に与えられるのだろうか。それとも新しい著作物として大学が何の許可も得ず自由に利用できるのだろうか。

他人に著作物の制作を依頼する場合、その著作権の帰属に関しては判断ポイントがある。第一は、制作の「発起人が誰か」ということである。つまり「依頼者が誰で依頼された人が誰か」という区別よりも、制作に関して「誰がより実質的な表現を行ったか」を判断の基準にするのである。デジタルビデオ教材の制作を例にとれば、依頼者である大学が教材のアイデア、コンセプト、作業過程などほとんどを完成させた状態で、教授者や他の作業者に制作を依頼したならば、その教材の著作権は大学側にある。しかし、大学側が教材のニーズやアイデアの一部を提示しただけで、後の作業を全て依頼した場合には、主として作業を進めた本人に著作権が帰属することになるであろう。その中間として、依頼者たる大学と依頼された人（教授者やビデオ制作等その他の作業者）が相談して、意見を出し合って制作作業に当たった場合には、その教材は共同著作物とされ著作権は関わった人間すべてに帰属する。これらはいくまでで出来上がった教材に関する著作権の話であり、そこに含まれる講義内容そのものについては著作者が教授者であることがはっきりしている。

以上は制作依頼をする場合の原則的な判断の例であり、デジタルビデオ講義の著作権の帰属に関する正確な解答はまだない。なぜなら、このような講義の利用方法は、大学において過去

ない比較的新しいものだからである。トラブル回避に一番重要なのは条件を曖昧なままに放置せず、双方議論の上できちんとしたルールを作ることである。ビデオ制作の主導は誰か、講義内容の著作権やビデオそのものの著作権は誰に帰属するか、教授に対する報酬はどのように計算するか、出版化の際はどうかなどの条件を設定し、それに則って進めることが必要だろう。

ケース3：取材・撮影

調査研究や教材の制作過程において外部を取材する事が多々ある。それは外の風景の撮影であったり、人物のインタビューであったりする。取材対象との合意がとれずにトラブルになると、出来上がった教材が差止によって利用できなくなるなどの危険性がある。上智大学C A L Lシステムにおける教材制作の過程でも、取材・撮影の対象に不快な思いをさせないよう留意することは重要なポイントとして作業者に指導してきた。まず、屋内でも屋外でも撮影時には必ず許可をとる必要がある。

私有地内の土地や建物においてはその所有者が撮影されたくない場合、無断で撮影はできない。但し、許可なく撮影していてもその場で撮影の趣旨を説明して承諾をもらえれば問題ない。語学教材のビデオ撮影を鎌倉の寺院の境内で行った際には、あらかじめ寺院へ連絡して撮影許可を得たうえで実施した。また、人物を撮影する場合も被写体に撮影を承諾してもらう必要がある。人は肖像権といってみだりに自分の顔や姿を撮影などされない権利を持っているからである。映像の背景に偶然写りこんでしまう場合には、その人と判別できないようなサイズ、アングルであれば許可を取る必要はない。これらは直接著作権と関わりがあるわけではないが、類似の問題として十分意識しておくべき事柄である。取材を受ける側になった場合にも、自分には不本意な撮影や取材であった場合、それを拒否できるのだと知っておくことは大切である。

インタビュー内容に関しては、一般に聞き手と話し手のやり取りを通じて作成されるものなので、主に両者の共同著作物として扱われる。インタビュー取材を経てその内容を聞き手がまとめたものが利用される場合は、聞き手が著作者となり話し手に権利は発生しない。インタビュー取材後の記事利用は、個々のケースに合わせて必要な人から必ず許諾を得るようにしたい。取材申し込みの段階でインタビュー内容の利用方法が決まっている場合には、それを取材対象にも明らかにして事前に了承を得て、必要があればその他の条件をあらかじめ取り決めて、取材を行うとより問題が少ないであろう。

ケース4：学生のレポート掲載

レポートやその他、学生の書いたものを研究報告や教材の一部として転載したい場合、その扱いにも注意が必要である。例えば、実際の講義の中で学生が書いた文章を自己が執筆する書籍の中に用いたり、模範解答例や誤答例として利用することなどが想定される。

このような場合、テストの答案や提出されたレポートなども著作物として扱われるから、当然その著作権は学生自身にある。許諾を免除する場合に当たらないのに無断で利用すればそれは著作権侵害となる。利用したい学生にはきちんとその旨を伝えることが大切である。また、学生の氏名を公表するか、イニシャルにするか、伏せるか、といった判断も利用者の一存ではできない。学生には著作者人格権として自分の名前をどう表示するかの決定権があるからである。

まとめ

以上に大学の教育現場で著作権が問題になりそうな場合を挙げ、解説した。著作権は我々の身近にある問題であり、権利意識を持って教育に当たることの重要性をあらためて認識する必

要がある。今後、さらに教育現場におけるデジタル化が進展するにしたがって、著作権の扱いは複雑になることが予想される。そうした状況では教員だけでなく、学生の立場からも著作権の概念を知り権利意識を高めることが有益である。大学教員は学生に対しても著作権の概念の啓蒙を行っていくべきではないだろうか。最も身近な例では、レポート作成の際の引用の正しい行いや盗用の禁止についての指導が挙げられる。他人の著作物を流用しただけでオリジナリティのないレポートと、参考図書引用を効果的に用いた独創的な論文の違いは大学教員だからこそ指導できる領域である。また、他人の著作物を無断で利用することがどんな権利侵害に該当するのかを説明すれば、相手の権利を侵さずに自分の権利を守ろうとする意識が確立するであろう。学生の間は権利意識などあまり持たずに生活できてしまうものもあるかもしれないが、企業社会や市民生活においては当然、権利や契約という言葉と日常的に接するようになる。企業社会や市民生活において有能な人材を育てることも大学の務めだとするならば、こうした権利意識を学生に早い段階から気づかせ、法的バランス感覚を養う指導をすることも大切なのではないだろうか。

第三部 書類実例集

第三部では、大学で自前の教材を積極的に制作・開発してゆく場合、著作権などの処理についてどのような場面で、どのような文書によって、どのような形で承諾をとればよいのかについての手掛かりを提示する意味で、大学内でこれまでさまざまな処理や承諾の手続きを取った中から、実践的な10事例を提示した。

マルチメディア環境で行われる教育実践では、教職員が常に著作権意識を持つことが必要となる。しかしながら、多くの場合、自分が教材コンテンツ制作の実務段階でどのような場面が想定されるのか、制作物に関わる権利について、どのような文書をやりとりすればよいのかについての疑問などに答える意味で、著作権やコンテンツ制作に関わる許可や承諾に関わる実例集を掲載したい。なお、書式のみを尊重する観点から、事例の対象となった個人や団体の特定名などについては明らかにしないこととした。

資料1 外部委託業者と取り交わしたコンテンツ委託に関する覚書

(覚書のポイント) 納期や納品形態などは、契約書に盛り込まず、別途、覚書として取り交わしたほうが、実務的である。これは納期や納品形態が、制作の過程で当初予定されていたものと異なるものになる可能性があるからである。仮に、委託制作の内容に変更がある場合でも、口頭ではなく、書面や電子メールなどで変更を確認しあうよう心がけたい。

資料2 外部委託業者契約書

(契約書のポイント) 講義等を撮影する場合、撮影時のコントロールを大学側(講師側)にもたせおく必要がある。収録を重視するあまり、講義を中断するなどの行為があってはならないからである。また、完成した教材の著作権に関する取り決めもしておく必要がある。たとえば業者が自社の広告に向けて、制作した著作物を利用したいなどの要求を出すことも想定される。そういう要求に対して、どのように対処するかをあらかじめ想定しておく必要がある。

資料3 パワーポイント教材開発に関する覚書(教員向け)

(覚書のポイント) 教材開発について大学と教員の「共同著作物」であるという取り決めを行っている。また制作後の権利の取り扱いについても言及している(他大での利用など)。作業者に一定の権利が発生するため、対価を支払い、権利の買い取りを行うことを明記している。

資料4 マルチメディア教材開発に関する覚書(学生向け)

(覚書のポイント) 財産権としての著作権は、大学側に移管されることを明記してある。作業者の権利については、対価を支払い、権利の買い取りを行う。ただし、著作者人格権は、集団としての「CALL学生グループ」に帰属すると明記し、作業者個々人に対して合意を得ることにしている。これを報酬支払い前に覚書として、電子メールで提出させた。

資料5 出演者覚書

(覚書のポイント) 教材の目的、加工教材の利用形態の明記がなされている。出演報酬が、どの範囲まで及ぶのかを明記している。

資料6 承諾書(著作権者用)

(覚書のポイント) 「エル・ネット(教育情報衛星通信ネットワーク)」を通じて教育映像コンテンツを送信する際、著作権者に対し、どのような利用形態があり、どの形態について承諾

するかを決めたものである。同一生保持権や氏名表示権にまで踏み込んで説明している。

資料7 承諾書（講師・出演者用）

（覚書のポイント） 資料6に連なる承諾書であり、学校教育、または社会教育を目的とする前提で、複製、公衆送信、さらに複製物の公衆貸与についての承諾を求めている。

資料8 承諾書（演じる者〔演奏・朗読等〕用）

（覚書のポイント） 資料6、7に連なる承諾書である。教育映像コンテンツ中に、大学の同窓会組織が作成した「大学校歌」CDを使用したか、これについて考えられ得る利用形態を想定した、演じる者用の承諾書である。

資料9 撮影許可願（学生向け）

（覚書のポイント） 大学が「広報ビデオ」を制作した際、コミュニティーカレッジの受講者に対して、撮影への理解を求めたもの。撮影への同意と、完成後のビデオ上映について異議申し立てをしないことを、特に強調している。

資料10 取材申込書

（覚書のポイント） 外部のテレビ局がVTR収録のために、学内取材を申し込んだ際の取材申込書である。大学内で、委託、受託などの関係にない第三者が取材を実施する場合、大学が目的、取材対象、取材予定日などを把握するために、このような書式を用意しておくことが必要である。

(資料1)

年 月 日

「メディア・対話・レトリック」教材化に関する覚書

・内容

「メディア・対話・レトリック」を撮影・記録することでそれをもとにした教材を作成する。教材の目的は、ビデオライブラリーと自習用の双方である。特に自習用教材として完結した教材を依頼する。このマルチメディア教材の部分の編集その他は、一切を委託する。講義の録画は、毎回・通年を原則とする。

・納品形態

DVD - R 枚 各講義データ(形式はMPEG2)

DVD - R 枚 オーサリング済みのデータ

講義収録テープ 全講義分

・作業者

録画・編集等にあたる人員への報酬は請求された額に従い、上智学院が確認の上、直接支払うこととする。このための予算は 万円を上限とする。一回の支払い金額の上限などは設けない。

作業人員は上智大生であることが望ましいが、外部の人材であってもかまわない。

・著作権処理

教材収録に関わる、各講師との権利面での折衝は上智学院が責任を持って行う。

出版にあたっては、付属メディアの部分に「制作・企画協力： ()」(もしくは個人名)などの表記を記載することとする。(および付属メディアの制作等 が である旨、本文中などでも記載することとする)

・危険負担に関する条項

契約書第 条にいう「乙の派遣する技術者」には、上智大生は含まないものとする。

・覚書

上記について、契約に先立ち当事者間で覚書を取り交わすこととする(本書)。

・担当者

この件に関する大学側の担当者は とする。 がこれを監督する。

担当者署名(上智学院)

担当者署名()

(資料2)

契約書

学校法人上智学院(以下「甲」という。)と株式会社(以下「乙」という。)は、教材制作委託業務に関し、次のとおり契約を締結する。

(委託業務の範囲)

第1条 本契約において、甲が乙に委託する教材制作業務(以下「委託業務」という)とは下記の業務をいい、甲は乙にこれを委託し、乙はこれを承諾した。

記

(1)教材制作

甲において開講される全学共通科目「メディア・対話・レトリック」の記録、及びこれを用いたマルチメディア教材の制作(CD-ROMもしくはDVD-ROMによる配布を前提とする)。

(2)納品日

前項において規定される教材の納品日および納品形態については、別途協議し決定するものとする。

(3)除外項目

プレス費は別途とする。

2 委託業務は、甲又は乙の場所において、甲の指示あるいは甲乙の必要により随時これを行う。

(委託業務報酬及び費用負担)

第2条 甲は、乙に対し、前条の委託業務の報酬として、乙の請求に基づき次のとおり支払う。

年 月末日までに、金 円

年 月末日までに、金 円

2 甲は、乙に対し、別途定めるところに従い、委託業務に必要な経費を支払うものとする。

3 乙が甲の委託業務遂行にあたり第1条に含まれない業務を行い、特に経費を必要とするときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月末日までとする。

(受託業務に基づく権利の取り扱い)

第4条 第1条の委託業務に基づいて発生した著作権については、すべて甲に帰属するものとする。その他の知的所有権についての取り扱いについては、甲乙別途協議し決定するものとする。

(処置)

第5条 乙は、甲より委託業務に関する処置依頼を受けたときは、速やかに技術者を派遣しこれにあたらなければならない。

(報告)

第6条 乙は、第5条で規定される作業を行ったときは、速やかにその報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第7条 乙の使用人および乙の派遣する技術者が、甲の管理する施設内でなす業務上の行為は、すべて乙の責任とする。

(損害賠償)

第8条 乙が、甲の管理する設備その他を破損、又は滅失したときは、直ちにその旨甲に報告するとともに、その破損又は滅失が乙の故意あるいは過失によるときは、乙の負担において原状に回復することを原則とし、それが困難な場合は損害賠償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲ならびに乙は、この契約の履行により知得した相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩しない。

(尊重義務)

第10条 乙は甲の建学の理念を尊重し、甲の指定する教員の指示のもと受託業務を行わなければならない。乙は、講義等甲の業務に支障をきたすことがないように、十全な注意を払わなければならない。

(契約解除)

第11条 乙が、本契約の規定に違反した場合及び正当な事由なく本契約の履行を怠った場合は、甲は直ちに本契約を解除することができる。

2 乙より本契約の解除につき申し立てがあった場合は、甲乙は協議するものとする。この協議は、甲の乙に対する損害賠償を請求する権利を妨げない。

(契約に定めなき事項)

第12条 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、誠意をもって協議の上解決するものとする。

この契約を証するため、本書二通を作成し、甲乙各自記名押印の上各一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

(資料3)

パワーポイント教材作成支援手順書

年 月 日
情報科学教育研究センター

・作業報告書

毎月末日までに、簡単な作業報告書をお願いします。それに基づいて、作業者への報酬を執行します。作業報告書には以下の内容を記述してください。

作業月

作業者氏名

作業内容(簡単で結構です。e.g. パワーポイントスライド、講義4回分作成)

報酬料金

報告書は、電子メールにてお願いいたします。宛先は (***@sophia.ac.jp) c c で電算・ (***@sophia.ac.jp) までお願いいたします。

・報酬料金について

報酬料金の上限は、一つのプロジェクトにつき、以下の金額です。この範囲内での執行計画をお願いいたします。予算組みは、1カ月 万円、年間で カ月分(つまり最高で 万円)で計算しています。ですが、総額を超えない範囲であれば、どのように執行して頂いても、かまいません。

また、この金額は作業者の人数に関係有りません。つまり、1名で月 万円の作業 を行わせても、2人以上で分けても結構です。先生方にご一任します。

・口座情報 報酬を執行する際には、必ず以下の情報を第1回目の執行が発生する前に、上記担当者までお送りください。

氏 名 :

生年月日:

学生番号:

郵便番号:

住 所 :

電話番号:

振込み銀行名:

支店名・支店番号:

口座種別:普通もしくは当座 口座番号:

名義人:

E - メール:

著作権その他について

- ・著作権の帰属

作成された教材の著作権は担当教員及び上智大学に属します。この旨を、あらかじめ作業者に周知徹底させておいてください。(コピー取りなどの単純な補助作業の枠を越えるため、作業者に著作者としての権利が発生します。

報酬料金には学生作業者からの「著作権買取」の意味もあります)

- ・商業利用等について

商業利用および他大での利用の可能性があるときは、あらかじめご相談ください。作成された教材に関する大学側の主管部署は、情報科学教育研究センター所長となります。

- ・WEBサーバその他

作成された教材は、プロジェクト所管のWEBサーバからリンクを貼らせていただきます。アクセス制限を必要とされる場合は、別途ご相談ください。

月 日に成果発表会を行います。このときにご発表と配布資料用のデモバージョンをご提出ください。

- ・紛争処理 作成された教材が第三者の知的所有権(特許権、著作権など)を侵害しないよう、充分にご留意ください。著作権その他の一般的な情報は、<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>などに掲載されています。なお、著作権等侵害にかかる紛争については、各担当教員の責任においてご処理くださいますようお願い申し上げます。

(資料4)

C A L L 学生グループ内部規定 (著作権について)

年 月 日
文責：

<報酬について>

- ・ C A L L 学生グループのメンバーは、その行った業務に応じて報酬を受け取ることが出来ます。この報酬は業務の対価というよりも、制作される著作物の権利を上智大学に譲渡するための対価としての性質を持ちます。
- ・ 報酬は金銭の銀行振込及び開発室機材の私的利用の許可を以って、行われます。
- ・ 報酬は標準工数表によって査定・算出されます。この基礎資料は業務依頼伝票です。報酬の請求のためには必ず伝票への記入を行ってください。
- ・ 標準工数表は顧問教員を交え、必ず 1カ月に一度は見直しを行います。

<制作物の著作権について>

著作権は上智大学に譲渡されます。著作人格権は学生グループと制作者に所属します。著作権にからみ紛争が起きた場合は、両者とも信義誠実を以って協議、解決を図ることとします。その際に典拠となる法令は、当該著作物が完成したときに有効であった日本国の関連法令と関連判例とします。また紛争となった場合の第1審管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

<著作権に関する内部規定>

C A L L 学生グループ(以下、学生G)の著作権に関する規定は、G P L (G N U 一般公衆使用許諾書)の規定に従うこととします。しかし、以下の例外を置きます。

1. 教員の指導のもとに行われた開発プロジェクトによる教材、もしくは教員からの依頼によって制作された著作物は、上智大学(場合によっては、教員所属の学部等)に著作権に関する一切の権利が帰属します。この場合でも、プログラムの著作物に関しては、例外として、G P L の規定に従うこととします。また、日本国で有効な著作権法および国際条約により、広義の著作権のうち、著作人格権は学生Gに留保されます。
2. 著作権譲渡の対価の範囲内の私的利用で制作された著作物、もしくは講習会等で制作者の独自性が明らかな場合には、その著作物は制作者個人に属するものとします。

いずれの場合も、紛争が起きた場合には、関連教員に相談、その指示に従うこととします。

<学生メンバーからの覚書>(個人情報送付の際に提出)

学生メンバーは、必ず以下の覚書と口座情報を担当教員に提出してください。これは覚書の部分も含むので、毎年かならず提出をしてください。

「私は、C A L L 学生グループにおいて教材として制作された一切の制作物につき、上智大学C A L L システムの知的所有権に関する規定に従うことを条件に、以下の個人情報を送付いたします。

なお、この個人情報は報酬執行の用途と顧問教員が必要と認めた用途以外には利用されないことと了解いたします。」

日付) 年 月 日
名前)

C A L L 報酬料金支払項目

- > 氏 名 (ふりがな):
- > 生年月日:
- > 学生番号:
- > 郵便番号:
- > 住 所 :
- > 電話番号:
- > 振込み銀行名:
- > 支店名:
- > 口座番号: 普通
- > 名義人:
- > E - メール:

(資料5)

出演覚書

上智大学情報科学教育研究センター (以下、甲)は、(氏名) _____ (以下、乙)に対し、マルチメディア教材への出演を依頼し、乙はこれを引き受けます。乙は、この出演により完成した著作物に関する一切の権利を甲に譲渡します。甲は乙の出演により作成された著作物を、非営利の教育利用目的にのみ使用します。商用利用する際は、別途甲乙で協議するものとします。本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意を持って解決に当たることとします。

日付

甲

乙

(自署すること)

(資料8)

承諾書

「教育情報衛星通信ネットワーク(エル・ネット)」を通じて (送信局)から送信される番組「 _____ 」に _____ 作成「 _____ 大学校歌(CD)」が含まれる場合、この音楽について、非営利の学校教育又は社会教育を目的とする場合に限り、すべての送信局及び受信局において、反復して、録音・録画・複製すること、公衆送信(送信可能化を含む。)すること、及び固定物の貸与により公衆に提供することを、それぞれの行為を行う人に対して許諾します。また、固定物(録音物又は録画物)を用いた二次利用については、将来付与される権利に係るものを含め、報酬・二次使用料等の請求を行いません。

年 月 日

住所 _____
電話 _____
(所属・職名) _____
署名 _____

(資料9)

コミュニティカレッジ受講者殿

大学

広報課長

大学「広報ビデオ」について(お願い)

現在私どもでは、標記ビデオの制作を進めております(年 月完 成予定・非売品)。このビデオは、本学の魅力・特色を表現することで、幅広い人たちに本学に対する関心・注目度を高めてもらうことを目的として制作いたします。内容としては、キャンパス風景・研究や授業の様子、課外活動の様子、教員・学生・卒業生へのインタビュー等から構成されます。

については、下記のとおり、コミュニティカレッジの授業を撮影させていただきたく存じます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 撮影日時・場所・内容

日時 : _____

場所 : _____

クラス名 : _____ (担当講師 : _____)

2. 完成ビデオに含まれるのは数分間です。

3. 撮影者

広報ビデオ制作委託業者 : _____ 会社 名

以上

撮影をご承諾いただける場合は、下記にお名前をご記入の上、ご提出ください。

.....

大学 広報課長 殿

私は、「 大学広報ビデオ」制作にあたり、受講授業風景の撮影に同意し、完成後のビデオ上映について、異議申し立てをいたしません。

平成 年 月 日

名前 _____

(資料10)

年 月 日

大学総務部広報課 行

取材申込書

次の通り、取材・撮影を申し込みます。

取材対象 (人、場所など)	
取材目的 (詳細に)	
取材予定日 取材方法 (○で囲む)	年 月 日 時 分～ 時 分 1. インタビュー 2. ステール撮影 3. VTR収録 4. その他 ()

法人名		
所在地 〒□□□-□□□□		電話 FAX
	部署・職名・職種	氏名
責任者(1)		
責任者(2)		
責任者(3)		
放送予定日	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
発行紙(誌)・発行予定日	年 月 日 (号)	
添付書類	①あり(別紙参照) ②なし	

1. 許可・不許可については広報課から、電話でご連絡致します。

2. 大学広報課 Tel ()

上智大学 学内共同研究
「デジタル教材の開発・利用における知的所有権ガイドラインの策定」
成果報告書

2004年3月 発行
上智大学著作権研究会
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
c2004 上智大学著作権研究会